



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2023年10月

No.101

特集【特集】求人票の見方について

皆さんが就職活動や転職活動を始めようとする際に、まず「今どんな求人があるのかな？」と考えると思います。ハローワークや転職サイトによって求人票の仕様は様々ですが、見るポイントは同じです。求人票の見方を知ることで、自分に合った効率的な活動を行うことができます。そこで今回は、求人票の見方についてのポイントをお伝えします。

■求人票とは

求人票とは、企業が自分の会社に欲しい人材を確保するために公表する書類の事です。求人票には、職業安定法に定められている労働条件を標記し求職者に公開します。

- ① 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- ② 労働契約の期間に関する事項
- ③ 就業の場所に関する事項
- ④ 始業、終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間および休日に関する事項
- ⑤ 賃金の額に関する事項
- ⑥ 健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用に関する事項



求人募集を行う企業は、これを全て開示する義務があります。求職者は上記の記載事項を元に、自分が希望する条件を選び応募を行うことになります。

■求人票の見るべきポイントとは

ここからは、求人票に記載されている内容の見方のポイントをお伝えします。求職活動においての代表としてハローワークの求人票を例にあげてみます。求人票には多数の条件や規則が記載してありますが、その中でも特に見るべきポイントをお伝えします。

【賃金】

働く目的は人それぞれですが、雇用される上で重要な項目の代表は給与です。求人票の賃金項目に記載されている金額は、総支給額で手取りではない事に注意しましょう。実際に受け取る手取りは、記載されている金額から所得税などの税金や保険料（雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料など）、また企業によっては組合費などが差し引かれた金額になります。およその手取り金額は、総支給額の80%ぐらいを想定しましょう。また固定残業代が含まれている場合もありますので、総支給額の内容はよく確認することが必要です。交通費は上限が設定されている場合もあります。

【給与形態の種類】

給与形態は固定給、基本給、年俸制、時給制、日給制、月給制、完全歩合制などさまざまです。

各種手当が含まれる固定給、含まれない基本給や、年俸制であっても1ヶ月ごとに支払われる場合も

あります。それぞれの給与形態の特徴を確認しておくことが大切でしょう。不明な点はかならず確認するようにしましょう。

【仕事内容】

仕事内容については、記載できる内容にも限りがあります。記載している内容は大まかな仕事内容としてとらえると良いでしょう。詳しく内容を確認したい場合は、必ず問い合わせる事が大切です。

【勤務地】

毎日通勤することになりますので、勤務地も重要です。あまりに離れている場所であれば、応募をしても採用されにくいことが考えられますので、しっかりとチェックしておきましょう。

【保険】

雇用される側にとって必ずチェックしておきたいのが保険関連です。従業員を雇用する場合に義務付けられている保険は雇用保険と労災保険です。その他「健康保険」や「厚生年金保険」は義務が企業によって異なりますので、必ず確認しておきましょう。

【勤務時間・休日】

フレックスタイムなどを導入している企業も増えていきますので、その内容を把握しておきましょう。フレックスタイムとは、始業時間と就業時間を個人が自由にえらべる制度です。ただし、昼でも夜でも適当に働けるという意味ではありません。企業によって設けられる“コアタイム”が存在します。コアタイムとは、「必ず勤務しなければならない時間帯」です。また、休日の記載もしっかりと理解する必要があります。よく勘違いしてしまうのが「完全週休2日制」と「週休2日制」です。週休2日制は、毎週2日の休みがあるというわけではありません。月1回以上週2日の休みがあり、他の週は毎週1日の休みがあるのが「週休2日制」です。一方、毎週2日の休みがあるのが「完全週休2日制」です。制度名を見ると「完全」という文言があるか無いかだけの違いではありますが、内容は異なります。求人票には様々な情報が記載されています。ただ読むだけでは表面上の数字や決め事しか分かりません。求人票に記載した企業がどのような目的で、そのような内容を記載にしているのかを読み解くことも大切です。また、応募前には応募企業のHP等を見て求人票に記載がない情報も得ておくことも大切です。

①求人票から読み取れるポイントを把握して読む ②求人票以外の情報も調べてから応募する

この上記2つを頭に置いて応募する求人票を見てみてください。

【YELLながさき】

YELLながさきでは、希望求人が沢山あって「自分に合っている求人がわからない」「応募したいけど履歴書・職務経歴書の書き方が不安」など転職に関する様々なご相談をお受けしています。また、「面接に着ていくスーツが無い」「面接用のバックや靴が無い」時は無料の貸出を行っています。使用後のスーツはクリーニングをして返却して下さい。※女性用・男性用準備していますが数に限りがありますので事前にご相談下さい。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELLながさき）

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階 平日：10：00～18：00

TEL 095-801-4445 FAX 095-801-4446 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき